

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00049 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">簡易通知型包括保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00049 沿革 (略)</p>	
<p>(保険金支払限度額の設定)</p> <p>第6条 船積前保険金支払限度額について、日本貿易保険は、保険契約者の保険年度毎の取引実績額及び希望等を勘案のうえ設定し、当該保険契約締結者に通知するものとする。ただし、その額は船積後保険金支払限度額の100分の50又は1,000万円のいずれか高い方を下限とし、船積後支払限度額を設定しないときは、1,000万円を下限とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に定める付保実績額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として、輸出実績額に100分の90を乗じた額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 既に約款第5条第1項の規定により登録されている輸出契約等の相手方について保険金支払限度額の設定をする場合(次条第3項により船積後保険金支払限度額を増額設定する場合を含む。)には、保険契約の更改日(本号においては、当該更改時に船積後保険金支払限度額を設定した場合であって、保険年度中に次条第3項に基づき船積後保険金支払限度額を増額設定する場合を含む。また、保険年度中に船積後保険金支払限度額を設定する場合にあつては、船積後保険金支払限度額の設定の申請を行った日の翌月の1日とする。)の17月前からの1年間に保険関係が成立し</p>	<p>(保険金支払限度額の設定)</p> <p>第6条 船積前保険金支払限度額について、日本貿易保険は、保険契約者の保険年度毎の取引実績額及び希望等を勘案のうえ設定し、当該保険契約締結者に通知するものとする。ただし、その額は船積後保険金支払限度額の100分の50又は1,000万円のいずれか高い方を下限とし、船積後支払限度額を設定しないときは、1,000万円を下限とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に定める付保実績額は、次の各号に定める輸出実績額を基礎として、輸出実績額に100分の90を乗じた額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 既に約款第5条第1項の規定により登録されている輸出契約等の相手方について保険金支払限度額の設定をする場合(次条第3項により船積後保険金支払限度額を増額設定する場合を含む。)には、保険契約の更改日(本号においては、当該更改時に船積後保険金支払限度額を設定した場合であって、保険年度中に次条第3項に基づき船積後保険金支払限度額を増額設定する場合を含む。また、保険年度中に船積後保険金支払限度額を設定する場合にあつては、船積後保険金支払限度額の設定の申請を行った日の翌月の1日とする。)の17月前からの1年間に保険関係が成立し</p>	

<p>た輸出契約等に係る保険価額（約款第12条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第11条第2号のてん補危険に係る保険価額とし、I L Cにより決済された場合はその2分の1の額とする。）の合計額を輸出実績額とする。</p> <p>三 （略）</p> <p>4 （略）</p>	<p>た輸出契約等に係る保険価額（約款第12条第12号又は第14号のいずれかに該当する事由をてん補する保険契約における約款第11条第2号のてん補危険に係る保険価額とし、I L Cにより決済された場合はその2分の1の額とする。）の合計額を輸出実績額とする。</p> <p>三 （略）</p> <p>4 （略）</p>	
<p>（事故発生日及び事故確定日）</p> <p>第28条 約款第11条第1号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 約款第11条第2号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款第12条第1号から第9号まで又は第12号若しくは第13号のいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 （略）</p> <p>3～4 （略）</p>	<p>（事故発生日及び事故確定日）</p> <p>第28条 約款第11条第1号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 約款第11条第2号のてん補危険における事故発生日及び事故確定日は、次の各号とする。</p> <p>一 約款第12条第1号から第9号まで又は第12号のいずれかに該当する事由による場合は、輸出契約等で定める決済期限を事故発生日及び事故確定日とする。</p> <p>二 （略）</p> <p>3～4 （略）</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		